



福島医発第 3007 号(地)

令和 2 年 2 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

令和 2 年 3 月以降の東日本大震災による
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成 24 年 10 月以降も一部負担金の免除措置を継続している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等において実施されているところであります。

国の財政支援により一部負担金の免除措置が実施されているものは、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示区域等」（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む。）））における被保険者等について、令和 2 年 2 月 29 日までの間、保険医療機関等の窓口での一部負担金が免除されてきました。

令和 2 年度においても、引き続き国の財政支援を予定しており、令和 3 年 2 月 28 日までの間、避難指示区域等の被保険者等につきましては、一部負担金の免除措置が延長されることとなった旨、厚生労働省保険局等より日本医師会を通じて通知がありました。

これまで同様、一部負担金が免除される被保険者等につきましては、保険医療機関等の窓口において「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示区域等の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、保険医療機関等の窓口においては、令和 2 年 3 月 1 日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。

ただし、旧避難指示区域等（別添資料別添 1 ※ 1 参照）については、現在、上位所得層となる被保険者等について一部負担金の免除措置の対象外となっており、免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなっているところであります。つきましては、旧避難指示区域等の被保険者等については、令和 2 年 7 月 31 日（健康保険及び船員保険について

は令和2年8月31日)を有効期限の目安とする免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者について、以降も有効となる免除証明書が改めて交付されることとなります。

また、今回、旧居住制限区域等(別添資料別添1※2参照)について、令和2年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定とされており、上位所得層の被保険者等であることの判定は、旧避難指示区域等と同様の基準とすることとされています。つきましては、旧居住制限区域等の被保険者等に対しては、令和2年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者等について、以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意することとされております。なお、この取扱いについては、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得るとされています。

なお、令和2年3月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。(詳細は、別添別紙1「Q&A」をご参照ください。)

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

<添付資料>

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

(令2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課、
医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室)

(別添1) 東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて【周知用ポスター】

(令2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、
医療課)

(別添2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の
一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について

(令2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、
医療課、医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課)

(別添3) 避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難
指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び
保険料(税)の減免に対する財政支援について

(令2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、
総務省自治税務局市町村税課)

令和2年2月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男
(公印省略)

令和2年3月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成24年10月以降も一部負担金の免除措置を継続している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等において実施されているところであります。

国の財政支援により一部負担金の免除措置が実施されているものは、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示区域等」（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む。）））における被保険者等について、令和2年2月29日までの間、保険医療機関等の窓口で一部負担金が免除されてきました。

令和2年度においても、引き続き国の財政支援を予定しており、令和3年2月28日までの間、避難指示区域等の被保険者等につきましては、一部負担金の免除措置が延長されることとなります。

これまで同様、一部負担金が免除される被保険者等につきましては、保険医療機関等の窓口において「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示区域等の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、保険医療機関等の窓口においては、令和2年3月1日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。

ただし、旧避難指示区域等（別添資料別添1※1参照）については、現在、上位所得層となる被保険者等について一部負担金の免除措置の対象外となっており、免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなっているところであります。つきましては、旧避難指示区域等の被保険者等については、令和2年7月31日（健康保険及び船員保険については令和2年8月31日）を有効期限の目安とする免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者について、以降も有効となる免除証明書が改めて交付されることとなります。

また、今回、旧居住制限区域等（別添資料別添1※2参照）について、令和2年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定とされており、上位所得層の被保険者等であることの判定は、旧避難指示区域等と同様の基準とすることとされています。つきましては、旧居住制限区域等の被保険者等に対しては、令和2年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、そ

れ以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者等について、以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意することとされております。なお、この取扱いについては、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得るとされています。

なお、令和2年3月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。（詳細は、添付資料の別添1の別紙1「Q&A」をご参照ください。）

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

（令 2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課, 医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）

（別添1）東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて【周知用ポスター】

（令 2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課）

（別添2）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について

（令 2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課, 医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室, 総務省自治税務局市町村税課）

（別添3）避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

（令 2.2.14 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課, 高齢者医療課, 総務省自治税務局市町村税課）

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 14 日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添 1 のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出しておりますので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

また、一部負担金の免除措置に対する財政支援等につきましても、別添 2 及び別添 3 のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知いただくよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 14 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和2年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

記

- （1）健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等(※1)の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保保発0929第1号及び第2号厚生労働省保険局保険課長通知。)の1④から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保国発0929第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。)の1⑥から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。)の1⑥から⑦の2までに基づき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第40条第1項及び船員保険法(昭和14年法律第73号)第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年(令和2年7月までの場合にあつては、平成30年)の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年(令和2年7月までの場合にあつては、平成30年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和2年7月31日(健康保険及び船員保険については同年8月31日)を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧居住制限区域等(※2)の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和2年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2)①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、旧居住制限区域等の被保険者等に対しては、令和2年9月30日

を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q&A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙 1（Q&A）のとおり取り扱うこととする。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙 2 を活用し、周知を実施していただきたいこと。

なお、別紙 2 については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

- (※ 1) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の 4 つの区域等をいう。
- (※ 2) 「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成 31 年 4 月 10 日に指定が解除された大熊町の一部、②令和 2 年 3 月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和2年1月

医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、**ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。**

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

事務連絡
令和 2 年 2 月 14 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 31 年 2 月 1 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 2 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・ 帰還困難区域等（※2）及び上位所得層（※3）を除く旧避難指示区域等（※4）・旧居住制限区域等（※5）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和3年2月28日までの間に係るもの
- ・ 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和2年9月30日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和2年度において、令和2年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。

2 令和2年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ・ 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和2年度相当分の保険料（税）額であって、令和3年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額
- ・ 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和2年度相当分の保険料（税）額であって、令和3年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和2年度において、令和2年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 令和元年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和元年7月1日付け保国発 0701 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和元年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和元年6月24日付け保高発 0624 第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う令和元年度相当分の保険料（税）の免除措置については、令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和元年度末に資格を取得したこと等により令和2年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和2年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・ 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者等の特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置
- ・ 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和2年9月30日までの間に係る特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和2年度において、令和2年3月31日までと同様の財政支援（※6）を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

（※3）「上位所得層」とは、

①健康保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者

②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

（※4）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

（※5）「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いとは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

（※6）後期高齢者医療制度については、特別調整交付金による財政支援を予定している。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び
旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の令和元年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 31 年 2 月 1 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、令和 2 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 2 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

- 1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について
 - （1）避難指示区域等以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）及び旧避難指示区域等の上位所得層

の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和2年4月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「国保調整交付金算定省令」という。）第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。）第6条第1号及び第3号の規定による令和2年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和2年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

（2）旧居住制限区域等（※4）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和2年10月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年10月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、令和2年度の国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和2年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

（3）（1）及び（2）による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和3年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び令和3年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和3年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

（4）（1）による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に対して、令和元年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除及び保険料（税）の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、令和元年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、令和元年度についてはこれら各号に該当することとなる

保険者等が、引き続き、令和2年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和2年度の調整交付金の交付対象となること。

（5）（1）から（4）までの保険料（税）の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

2 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

（1）1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

＜i>1（1）の財政支援、1（3）の財政支援のうち1（1）に係るもの及び1（4）の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保国発0929第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

＜ii>1（2）の財政支援

令和2年9月30日までの間の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知の1⑥並びに後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の⑥とし、同年10月1日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

＜iii>1（3）の財政支援のうち1（2）に係るもの

国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）と

する予定であること。

なお、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の内容については、旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者を対象外とする旨の改正を行う予定であり、関係通知については、追って通知する予定であること。

(2) 1の財政支援の対象となる保険料(税)の減免措置の減免基準については、以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

＜i＞1(1)の財政支援、1(3)の財政支援のうち1(1)に係るもの及び1(4)の財政支援

「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和元年7月1日付け保国発0701第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料(税)減免基準通知」という。)の2(1)①から⑤並びに「令和元年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(令和元年6月24日付け保高発0624第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。)の2(2)①から⑤及び⑧と同様の減免基準とする予定であること。

＜ii＞1(2)の財政支援

令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和3年3月31日までに普通徴収の納期が到来するもの(以下「令和2年度相当分保険料(税)」という。)のうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)⑥又は後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)⑥と同様の減免基準とし、令和2年度相当分保険料(税)のうち、令和2年10月分から12月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

＜iii＞1(3)の財政支援のうち(2)に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の令和2年4月1日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

（※3）「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

（※4）「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いは大熊町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。